

宮崎県空き家関連支援施策一覧表

*** 令和4年度 ***

令和4年9月現在

宮崎ひなた暮らしUIターンセンター

市町村名		担当課	担当係(者)	TEL			
宮崎市	住居支援	空き家	空き家情報バンク	宮崎市内にある空家等の情報を収集し、登録をすることにより移住希望者に対し、空家等の情報を提供する。	建築住宅課	空家対策係	0985-21-1804
都城市	住居支援	空き家	空き家情報バンク	市への移住を希望する人等向けに、空き家の売却や賃貸の情報をホームページにて紹介。	建築対策課	空き家対策担当	0986-23-8067
			宅地建物取引業協同組合と連携した物件情報の提供	都城宅地建物取引業協同組合と協定書を締結しており、上記バンク以外の同組合が管理する物件についても、移住希望者の希望に応じた物件情報の提供を実施。	総合政策課	移住・定住サポートセンター	0986-23-2542
延岡市	住居支援	住宅補助	移住・子育て住まい支援事業	<p>以下の①と②の世帯向けに住宅取得費用の一部を補助する</p> <p>①移住世帯向け</p> <p>【対象者】 市外からの移住で1年以内に住宅を取得した世帯</p> <p>【基準額】 新築物件を取得⇒住宅取得費の1/10かつ80万円上限 中古物件を取得⇒住宅取得費の1/10かつ50万円上限</p> <p>②子育て世帯向け</p> <p>【対象者】 18歳以下の子どもが同居する世帯</p> <p>【基準額】 中古物件を取得⇒住宅取得費の1/10かつ20万円上限</p> <p>①又は②の基礎額と下記加算額の合計金額を補助する</p> <p>【加算額】 (1) 18歳以下の子どもが同居する場合は、1人につき10万円加算（基礎額との合計が100万円上限） (2) 空家バンク登録物件購入者を対象として、上記基礎額及び加算額に上乗せ加算 ・空家バンク登録物件は20万円加算 ・都市計画区域外の高齢化区域内の空家バンク登録物件購入は10万円加算 ・都市計画区域外の高齢化区域内にある空家バンク登録物件の仲介手数料の10/10かつ5万円上限 ・都市計画区域外の高齢化区域内にある空家バンク登録物件の家財処分費の10/10かつ10万円上限</p> <p>※上記の条件にすべて該当する場合145万円上限</p>	建築指導課	空家施策推進係	0982-20-7170
			延岡市住み替え住宅バンク	宅建協同組合等と連携して市内の空き家物件を登録・紹介しているサイト。登録された空き家に附属する農地について、農地面積の取得要件の緩和あり。			
日南市	住居支援	空き家など情報バンク	日南市空き家・空き地情報バンク	【市外居住者可】 市内の空き家等を市のホームページ（宮崎日南移住ナビ）に掲載し、利用希望者に紹介する制度	総合政策課	地域政策係	0987-31-1128
		専門相談員	空き家カウンセラー	空き家の利活用に関する総合相談窓口を設置し、移住者等に向けた住まいの情報提供や利活用できそうな空き家の情報収集及び空き家バンクへの登録、空き家の利活用に関する住民向けセミナー等を行います。			

市町村名					担当課	担当係(者)	TEL
小林市	住居支援	空き家	空き家等情報バンク制度	市内にある空き家・空き地の情報提供	地方創生課	戦略推進G	0984-23-1148
			空き家バンク活動事業補助	市の空き家バンクに登録された物件で、賃貸の契約が締結された場合に、空き家の改修等に対して補助金を交付（上限50万円）			
			中心市街地空き家活用促進事業	中心市街地エリア内で1年以上空き屋になっている住宅等の活用、にぎわいづくり、居住人口の拡充を目的として、物件を購入した際に補助金を交付。 【補助額】土地代を差し引いた住宅購入費用の3分の2以内。上限：100万円（加算金20万円）①②いずれかの申請で加算されます。（重複しての加算はありません） ①申請日において、中学生以下の子ども又は妊娠している者がいる子育て世帯 ②転入の日の前日において引き続き1年以上の期間、本市以外に居住していた移住世帯	商工観光課	商工G	0984-23-1174
			住宅等リフォーム促進事業	市内在住の方が地元業者を使ってリフォーム工事を行う際に費用の一部を補助。（上限15万円）			
日向市	住居支援	住宅	日向市空き家等情報バンク	市外からの移住希望者に対し、住まいの情報として、本市の空き家物件を情報提供。	建築住宅課	空家対策推進室	0982-66-1032
			日向市空き家利活用促進事業	本市の空き家等情報バンクに登録されている物件について、移住者と賃貸又は売買契約される場合、空き家の改修や家財道具の処分等の費用の一部を補助。 （改修：上限20万円、家財道具の処分等：上限10万円） ※空き家の所有者、これから日向市へ移住しようとする方、または移住後1年未満の方 ※家財道具の処分等については、空き家バンク登録見込みが確実な段階から所有者に対して補助可能。			
串間市	住居支援	空き家バンク	串間市空き家情報バンク制度	空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を、市内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者に対し、情報を提供する。	総合政策課	地域振興係	0987-55-1153
西都市	住居支援	空き家など情報バンク	空き家等情報バンク制度	市内にある空き家・空き地を活用していくため、また、Uターンで定住を希望される方へ空き家・空き地の情報を提供。	商工観光課	さいと アピール係	0983-43-3222
		住宅取得等助成金	西都市子育て世代移住促進住宅取得助成金	子育て世代の移住促進を図るため、西都市内に住宅を新築または購入する転入者に対し、助成金を交付。 【助成対象者】 ○本人又はその配偶者が転入者であること ○本人もしくはその配偶者が40歳未満であること、又は中学生以下の子どもを養育し、同居していること 【その他の要件】 ○交付決定より前に工事の着工をしていないこと（購入する場合は物件の引渡しをしていないこと） ○世帯全員が西都市税の滞納がないこと（交付申請時に西都市税完納証明書の提出が必要） ○自治会に加入すること（実績報告時に自治会加入証明書の提出が必要） 【助成金の額】 ○新築住宅 工事又は購入＋市内業者 200万円 ○新築住宅 工事又は購入＋市外業者 100万円			

市町村名		担当課	担当係(者)	TEL			
えびの市	居住支援	空き家バンク	空き家バンク事業	市内の空き家等の売却・賃貸を考えている所有者に、物件の登録をしていただき、その物件情報をインターネットを利用して紹介します。また、空き家等の購入・借入を希望し、空き家バンク利用者として登録した方と空き家所有者との連絡調整を行います。 ※交渉・契約についての仲介行為はできません。 【えびの市定住促進サイト】「来(き)ゃんせえびの」→ http://www.ebikyan.jp/	企画課	定住対策係	0984-35-3713
			空き家バンク活動事業補助金	空き家バンクに賃貸を目的として登録している家屋について、市外在住者又は市外からの転入後1年未満の者との賃貸借契約(3親等以内の親族関係による賃貸借契約を除く。)が締結される見込みがあり、市内業者を利用して改修、清掃、家財道具等の廃棄等を行う場合にその経費の一部を補助します。 【補助金額】経費の1/2(上限400,000円) ※家主の承諾を得ていれば、借主も申請できます。			
			空き家賃貸借契約支援事業補助金	空き家バンク登録者間で行う賃貸借契約(借主が市外からの転入の場合に限る)について、契約の安全上の確保のために市内の不動産業者に仲介を依頼した場合に、仲介手数料を補助します。 【補助金額】仲介手数料相当額(上限50,000円)			
三股町	住居支援	補助金制度	空き家等情報バンク活用促進事業補助金	「三股町空き家等情報バンク」に登録している物件で、所有者と利用者との間に売買契約が締結され、利用者が3年以上定住する見込みのある物件に対して、空き家の給排水の改修や不要物の撤去費用を補助します。 対象経費の2分の1以内で上限40万円	企画商工課	企画政策・デジタル推進係	0986-52-1114
	その他の施策	奨励金制度	三股町過疎地域定住促進奨励金	過疎地域へ移住した方の定住費用の一部にあてていただくなどのために 1. 新築・購入奨励金 2. 転入・転居奨励金 3. 定住奨励金 4. 長田小学校区内保育園 奨励金を交付します。			
高原町	住宅支援	住宅取得支援金	高原町住宅取得支援金交付事業	移住定住者に対して住宅取得支援金として最大80万円を交付。	総合政策課	地域政策係	0984-42-2115
		空き家等情報バンク	高原町空き家バンク事業	空き家所有者から空き家の情報を提供してもらい、ホームページで移住希望者へ情報提供。併せて、空き家リフォーム事業を実施(補助金最大30万円)。			
		リフォーム	高原町住宅リフォーム促進事業	住宅のリフォームにかかった費用の10%(上限15万円)を助成。			

市町村名					担当課	担当係(者)	TEL
国富町	住居支援	空き家バンク	国富町空き家バンク	空き家バンクに登録することにより、空き家利活用希望者に対し、空き家等の情報を提供する。	企画政策課	企画政策係	0985-75-3126
			国富町空き家利活用支援	空き家バンクに登録した物件を購入又は賃借した者に対し、物件のハウスクリーニングや不要物撤去等に要する経費を一部助成する。			
		働く若者定住促進奨励金	新築等住宅取得支援	【対象】 ・H30.4.1以降に町外から転入した満18歳以上50歳未満で、最低5年間定住することを誓約する方。 ・町内に居住する為の住宅で、取得価格が300万円以上の物件。新築・中古・親族との同居の為の増改築を含む。 【支援額】 ①新築・・・3年間で最大100万円 ②中古・・・3年間で最大70万円 ③増改築・・・1回のみ最大35万円 ※現金1/2、国富町商工会共通商品券1/2			
			移住定住促進家賃支援	【対象】 ・H30.4.1以降に町外から転入した満18歳以上35歳未満の方。 ・町内に居住する為に賃貸契約を締結した民間賃貸住宅。 (公的物件、官舎、社宅、社員寮、申請者および申請者の配偶者の2親等以内の親族所有・管理物件を除く) 【支援額】5万円/年×3年間 ※全て国富町商工会共通商品券			
新富町	住居支援	空き家バンク	新富町空き家バンク	町内にある空家等の情報を収集し、登録をすることにより空き家利活用希望者に対し、空家等の情報を提供する。	総合政策課	企画政策係	0983-33-6012
			新富町空き家バンクリフォーム等補助金	空き家バンクを介して契約が成立した物件について、リフォーム・家財道具等撤去費用を予算の範囲内において助成する。 町内業者を利用する場合：補助率1/2、上限100万 町外業者を利用する場合：補助率1/4、上限50万、家財道具等撤去：補助率1/2、上限20万			
西米良村	住居支援	祝い金・補助金	空き家改修補助金	移住者が空き家バンク登録物件に居住する場合の改修経費について補助率1/2、最大で50万円を補助。 ※売買又は5年以上の賃貸契約を結んだ場合が対象	むら創生課	—	0983-36-1111
			住宅取得等祝い金	住宅を新築、中古住宅を取得した住民に祝い金を交付する。 (新築の場合は100万円、中古住宅取得の場合は20万円)			
木城町	住宅	住居支援	空き家情報バンク	町内、町外者を対象に町内の空き家情報を提供。今年度(R4年度)よりVRを活用した内覧を開始。	まちづくり推進課	企画調整係	0983-32-4727
都農町	住居支援	補助金制度	住宅リフォーム奨励事業	本町に転入した日以前の1年間において本町に住民記録がなく、空き家バンクに登録されている空き家の所有者と売買又は賃貸借契約をする移住者で、転入後1年以内にリフォームを完了する場合に奨励金を交付。着工前に利用届出等の手続きが必要。 【奨励額】 ・町内業者で行ったリフォームの場合、対象経費の3分の1を乗じた額。上限100万円。 ・町外業者で行ったリフォームの場合、対象経費の6分の1を乗じた額。上限50万円。	建設課	建築住宅係	0983-25-5717

市町村名		担当課	担当係(者)	TEL
諸塚村	空き家 移住者 向け住宅 支援	空家等情報バンク	村内にある空家等の情報の収集・登録を行い、空き家活用を希望する移住希望者等に情報を提供する。	企画課 — 0982-65-1116
		空家改修支援事業	空家等情報バンクに登録している空家を活用し、移住者向けに改修する経費を補助する。補助率2/3（上限200万円）	
椎葉村	住居支援 住宅建築・ 改修等補助	空き家利活用促進支援事業	U・Iターン者が空き家リフォームする際の経費に対する助成（補助率4/5、最大120万円）	地域振興課 企画グループ 0982-67-3203
		移住・定住住環境整備促進事業	移住・定住を促進するための住新築、増改築に対する助成（補助率1/2、最大100万円）（空き家改修の場合、最大120万円）	
美郷町	住居支援 住宅支援	空家等情報バンク	美郷町内にある空家等の情報を収集し、登録をすることにより移住希望者に対し、空家等の情報を提供する。	政策推進室 定住促進担当 0982-62-6203
		賃貸住宅家賃補助	実質家賃負担額が4万円以上の方に一部補助。	
	住宅建築・ 改修等補助	美郷町空家対策支援事業	空家等情報バンクに登録している空家のリフォームに対し補助。 ・空家リフォーム補助事業 補助率50%（上限50万円）	建設課 管理担当 0982-66-3618
		美郷町一般住宅建築支援事業	住宅の使用者が行う、新築・増改築に対し補助する。（元請人は、町内に事務所を有する工務店又は大工、木材用件有、上限100万円）	
		美郷町移住定住促進空き家活用住宅	①町内の空き家を活用し移住定住を促進することで、人口減少対策や若者の人口増加を図るための事業です。 ②町が空き家の所有者から基本10年間借り受けます。この賃借期間中は、町から所有者への賃借料は無償としますが、この間の空き家にかかる固定資産税は免除とします。 ③所有者より借り受けた空き家に対し、町が改修を実施し移住希望者等に賃貸します。なお、改修費については、所有者の方の負担はありません。 ④所有者との賃借期間満了後は、そのまま住宅をお返しします。	
高千穂町	住居支援 ※転入者のみ	空家等情報バンク	高千穂町空き家バンク事業 高千穂町にある空き家等の情報を収集し、登録をすることにより移住希望者に対し、空き家等の情報を提供する	企画観光課 地域振興係 0982-73-1207
		移住環境整備	高千穂町移住・定住住宅改修事業費補助金 移住するために住居を整備する場合、補助率1/2で、25,000～200,000円の範囲で整備費を補助します。転入する場合のみで、原則、精算払いとなります。	
	住宅建築・ 改修等補助	フォレストピア木造住宅奨励補助金	林業振興を図るため、町産材等を利用して建設された木造住宅を対象に固定資産税1/2相当額を助成する （5年間、上限10万円、令和4年3月31日までに認定申請のあった対象住宅に適用される）	農林振興課 林業係 0982-73-1208
		高千穂町住宅リフォーム促進事業補助金	木造住宅の修繕、補修及び増築のための工事を補助率1/5で、20,000～200,000円の範囲で補助します。受付時期が決まっているので、ご注意ください。	建設課 建築住宅係 0982-73-1210
日之影町	住居支援	空き家バンク	空き家情報バンク 居住可能な空き家を登録し、町ホームページで公開し、マッチングを行う。	地域振興課 定住推進係 0982-87-3801
		住宅建築・ 改修等補助	住宅新築・リフォーム定住促進事業 定住促進と地域経済の活性化を図るため、町内において住宅を新築し、または空き家若しくは自己の所有する住宅を同居等の理由でリフォーム工事を行う際に建設費用の一部を補助する。補助率1/2（上限75万円）	

市町村名		担当課	担当係(者)	TEL			
五ヶ瀬町	住まい	住まい	空き家バンク制度	町内の空き家の賃貸及び売買を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を、町内への定住等を目的として空き家等の利用を希望する方に対し提供する。	企画課	企画調整グループ	0982-82-1717
			空き家利活用促進支援事業補助金	町外に3年以上居住する者で空き家の改修及び不要物の撤去に要する経費を補助。 【対象経費】 空き家の改修及び不要物の撤去（家財道具処分）費用で、同一申請者及び同一物件に対し1回を限度とする 【補助金額】 対象経費の2分の1以内の額で限度額160万円 子ども加算、太陽光発電施設設置加算あり			
			移住者向け住宅建築支援事業補助金	町内において住宅の新築または家族所有の住宅を増改築する移住者へ経費を補助。 【対象経費】 住宅の新築、増改築の工事に要する費用が100万円以上 【補助金額】 対象経費の2分の1以内の額で限度額100万円 子ども加算、太陽光発電施設設置加算あり			
			移住・定住奨励金	町内に住宅を購入又は賃借する移住者で、当該物件に5年以上居住する意思のある者で自治会に加入した者を対象に奨励金を交付する。 【奨励金額】 一律10万円			
宮崎県	移住・定住施策	移住支援	空き家バンク	県作成HP（あったか宮崎ひなた暮らし）にて県内各市町村空き家バンク情報の掲載を実施	宮崎ひなた暮らしUIJターナーセンター	宮崎本部	0985-27-3685

※その他にも支援策はあります。また、予算上限に達した場合など支援を受けられないこともあります。

細かな条件その他、詳しくは、市町村の各担当者、担当部署へ問い合わせが必要です。